

【声 明】

名古屋高裁金沢支部(石川・富山)原告勝訴判決

即刻生活保護基準を減額前に戻せ！

—生活保護基準引き下げ・最高裁判決に従い上告断念を—

2025年9月17日

金沢生活と健康を守る会

会長 岡田 光雄

富山生活と健康を守る会

会長代理 中山 雅之

全国生活と健康を守る会連合会

会長 吉田 松雄

東京都新宿区新宿 5-12-15

KATOビル 3階

TEL 03 (3354) 7431

FAX 03 (3354) 7435

名古屋高等裁判所金沢支部(石川・富山控訴審)は9月17日、生活保護利用者が、国が2013年から3年間にわたり行った生活保護基準引き下げ処分の取り消しを求めた「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」で、処分を取り消す原告勝訴の判決を言い渡しました。

すでに大阪・愛知訴訟の最高裁判所の判決が出され、全国29地裁で提起された同種訴訟(31件)では、取り消しを認容した地裁判決は原告の20勝11敗、高裁判決では今回の勝利で9勝5敗と大きく勝ち越しとなっています。もはや原告勝訴の流れは確定的です。

2013年の引き下げから十余年が経過しており、その間、生存権の侵害が続き、亡くなった原告もいる中で、人としての尊厳がゆがめられてきました。

国は、これらの判決を真摯に受け入れ、一刻も早く原告との基本合意を結び、すべての訴訟に対し直ちに全面解決をすべきです。

また、物価高に対応した緊急な生活保護基準の大幅引き上げを行い、基準改定に当たっては、負のスパイラルに陥る第1・十分位(所得階層を十等分して一番低い層)との消費支出を比較する手法を改め、「健康で文化的な生活」を保障する新たな方法で公平に算出することを強く求めます。

以 上